

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】農業委員会事務局・農地係

個人情報ファイルの名称	農業委員会総会議案書	
行政機関等の名称	高畠町農業委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	農業委員会事務局	
個人情報ファイルの利用目的	農地の権利情報を管理するため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 年齢、4 土地の所在、5 地積、6 登記地目、7 現況地目、8 権利内容、9 権利取得日、10 解約日、11 受入の経営面積、12 対価、13 賃借料、14 申請理由、15 契約期間、16 用途、17 新規就農者経歴、18 新規就農者家族構成	
記録範囲	農地の権利移転申請・届出等をした者	
記録情報の収集方法	申請人又は届出人、農地台帳	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	1 置賜総合支庁総務企画部税務課、2 米沢平野土地改良区、3 高畠町税務課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 高畠町農業委員会事務局	
	(所在地) 〒992-0392 高畠町大字高畠436番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 6 年 5 月 28 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】農業委員会事務局・農地係

個人情報ファイルの名称	農地法第3条許可申請書	
行政機関等の名称	高畠町農業委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	農業委員会事務局	
個人情報ファイルの利用目的	農地の権利情報を管理するため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 土地の所在、4 地積、5 登記地目、6 現況地目、7 権利内容、8 権利移転時期、9 対価、10 賃借料、11 契約期間、12 受人の経営面積、13 受人の家族構成	
記録範囲	農地法3条の規定による許可申請をした者	
記録情報の収集方法	申請人又は届出人、農地台帳	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 高畠町農業委員会事務局	
	(所在地) 〒992-0392 高畠町大字高畠436番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☒ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和6年5月28日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】農業委員会事務局・農地係

個人情報ファイルの名称	農地法第 18 条第 6 項通知書	
行政機関等の名称	高畠町農業委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	農業委員会事務局	
個人情報ファイルの利用目的	農地の権利情報を管理するため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 土地の所在、4 地積、5 登記地目、6 現況地目、7 解約する賃貸借契約の内容、8 賃貸借の解約申入れ等をした日、9 土地の引き渡し日、10 解約の事由、11 解約の条件	
記録範囲	農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約をした者	
記録情報の収集方法	届出人、農地台帳	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）高畠町農業委員会事務局	
	（所在地）〒992-0392 高畠町大字高畠 4 3 6 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 6 年 5 月 28 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】農業委員会事務局・農地係

個人情報ファイルの名称	農地台帳	
行政機関等の名称	高畠町農業委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	農業委員会事務局	
個人情報ファイルの利用目的	農地の権利情報を管理するため	
記録項目	1 氏名、2 世帯員コード、3 住所、4 世帯コード、5 家族構成、6 生年月日、7 農業従事状況、8 農業者年金、9 移動状況、10 経営面積、11 主要農地具保有状況、12 主要家畜の飼養状況、13 農地以外の土地の総括表、14 主要販売作物の状況、15 土地の所在、16 地積、17 登記地目、18 現況地目、19 所有者名、20 貸借状況、21 耕作者名、22 制度・特例の状況、23 円滑化の有無、24 生産緑地区分	
記録範囲	高畠町に農地を所有する者	
記録情報の収集方法	農地法の規定による申請人及び届出人、法務局、住民基本台帳、固定資産課税台帳	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）高畠町農業委員会事務局 （所在地）〒992-0392 高畠町大字高畠4 3 6 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 6 年 5 月 2 8 日